

半田市週休2日制工事実施要領

(目的)

第1条 本要領は、地域の守り手である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けて、半田市が取り組む週休2日制工事について、必要な事項を定め、適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語は次のとおり定義する。

(1) 休工

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態。

(2) 工事完了日

完了届提出日

(3) 休日取得率

対象期間（第4条(1)）の全日数に対する休工日数（曜日及び理由にかかわらず休工した日）の割合

(4) 一般土木等工事

(5)から(7)に示す工事、港湾・漁港工事及び空港土木工事以外の工事

(5) 農地工事

土地改良事業等請負工事積算基準を適用する工事

(6) 林務工事

森林整備保全事業設計積算要領を適用する工事

(7) 建築工事

公共建築工事費積算基準を適用する工事

(対象工事)

第3条 半田市が発注する工事で、令和6年4月1日以降に契約する工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

(1) 著しく施工期間が短い工事

(2) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事

(3) 緊急の応急復旧工事

- (4) 発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間（第4条(1)）の大部分を占める工事
- (5) その他、発注者が週休2日制工事に適さないと判断した工事
- (6) 公共建築工事費積算基準を適用する建築工事

（週休2日の確保）

第4条 週休2日制工事は、次の対象期間の全日数の28.5%（2／7）以上の日数の休工を実施する。なお、休工の曜日及び理由にかかわらず休工と認める。

(1) 対象期間

契約締結日の翌日（フレックス工期を適用する場合は工事の始期）から工事完了日までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。なお、やむを得ず非対象期間を設定する場合は、必要最小限とするものとし、非対象期間においても、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるように努めるものとする。

イ 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）

ロ 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）

ハ 夏季休暇（3日間）

ニ 年末年始休暇（6日間）

ホ 工場製作のみの期間

ヘ 施工開始日が、火曜日～土曜日の場合の、施工開始日を含む週

ト 施工完了日が、日曜日～木曜日の場合の、施工完了日を含む週

チ 工事全体を一時中止している期間

リ 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

(2) 休工日の設定

建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1ヶ月単位で4週8休以上が達成できるよう努めるものとする。また、毎週土曜日を休工とするよう努めること。

（取組内容）

第5条 取組内容は、次のとおりとする。

(1) 発注者は、特記仕様書の（施工条件の明示）において、以下のことを明示する。

イ 本要領の対象工事であるか否か

ロ 対象工事の場合で、第4条(1)リに該当する非対象期間を設定する場合はその内容

- (2) 本要領の対象工事は、工事名の末尾に「（週休 2 日）」を追記する。
- (3) 発注者は、対象工事の当初設計において、4 週 8 休以上の達成を前提とした経費の補正を行うとともに、変更設計時に休工状況の適用区分に応じて補正率を変更するものとする。
- (4) 対象工事の受注者は、契約後、施工計画書を提出するまでに、休工の取得計画及び非対象期間が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督職員と協議を行うものとする。
- (5) 対象工事の受注者は、第 7 条による取組証の発行を希望する場合は、工事完了日までに申し出ることとする。
- (6) 対象工事の受注者は、毎月 5 日までに工事打合簿により実施状況（休工日及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督職員はこれを確認する。
- (7) 発注者が週休 2 日制工事に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力するものとする。
- (8) 対象工事の受注者は、4 週 6 休以上達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

（工事成績評定）

第 6 条 工事成績評定については、次のとおりとする。

- (1) 週休 2 日制工事の実施工事については、休日取得率が、28.5%（2 / 7）以上の場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献等」において評価する。
- (2) 休日取得率の算出にあたっては、次に掲げる事項に基づくこととする（参考 1 参照）。
 - イ 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を第 1 日目とする。
 - ロ 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日を最終日とする。
- (3) 明らかに受注者に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7.法令遵守等 9.その他」の項目において、2 点減ずる。

（取組証の発行）

第 7 条 前条の規定により工事成績評定において評価した場合で、受注者が希望する場合は、監督職員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休 2 日制工事取組証（様式 1）を発行するものとする。ただし、最終契約金額が 1 千万円未満の工事については、工事成績評定において評価した場合でも取組証は発行しない。

（週休 2 日の取得に要する費用の計上）

第8条 本要領の対象工事における経費の補正については、次のとおりとする。

(1) 休工状況の適用区分

休日取得率に応じ、休工状況の適用区分は、次のとおりとする。

休日取得率	休工状況の適用区分
28.5%以上の場合	4週8休以上
25%以上 28.5%未満の場合	4週7休以上 4週8休未満
21.4%以上 25%未満の場合	4週6休以上 4週7休未満
21.4%未満の場合	4週6休未満

(2) 補正率

それぞれの経費に次の補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としない。

(一般土木等工事)

休工状況の 適用区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

※市場単価の補正対象及び補正係数は別表1、別表2による

(農地工事)

休工状況の 適用区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.05	1.07	1.09

※市場単価の補正対象及び補正係数は別表3による

(林務工事)

休工状況の 適用区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

※市場単価の補正対象及び補正係数は別表3による

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式 1 (第 7 条関係)

年 月 日

週休 2 日制工事取組証

名 称

代表者 (契約の相手方) 様

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
最 終 契 約 金 額 ※ 1	金 円
工 期	着手 年 月 日
	完了 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
引 渡 し 年 月 日	年 月 日
本 工 事 の 業 種 ※ 2	
週 休 2 日 制 の 形 式	週 休 2 日 制 工 事

※ 1 最終契約金額 1 千万円未満の工事は取組証発行対象外

※ 2 (例) 土木工事業の場合は P C 工事を含むため、「土木工事業 (P C 工事除く) 」と記載

(例) P C 上部工事の場合は「プレストレスコンクリート工事」と記載

半田市長

印

別表1 週休2日制工事における市場単価積算の補正係数（一般土木等工事）

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

別表2 下水道用設計標準歩掛の週休2日制工事における市場単価積算の補正係数

名称	規格・仕様	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砂基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び 支管取付工	1.00	1.01	1.02

別表3 週休2日制工事における市場単価積算の補正係数（農地・林務工事）

名称	区分	補正係数			工事区分
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.01	1.03	1.05	共通
鉄筋工(ガス圧接)		1.01	1.02	1.04	共通
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01	共通
	撤去	1.01	1.03	1.05	共通
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04	共通
	撤去	1.01	1.03	1.05	共通
防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02	共通
防護柵設置工(落石防護網)		1.01	1.02	1.03	共通
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01	共通
	撤去	1.01	1.03	1.05	共通
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01	共通
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04	共通
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02	共通
	撤去	1.01	1.03	1.05	共通
法面工		1.00	1.01	1.02	共通
吹付砕工		1.01	1.02	1.03	共通
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02	共通
橋梁用伸縮継手設置工		1.00	1.01	1.02	農地
橋梁用埋設型伸縮継手装置 設置工		1.01	1.02	1.04	農地
橋面防水工		1.00	1.01	1.02	農地
グルーピング工		1.00	1.01	1.01	農地
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03	林務

(参考1) 週休2日制工事の「休日所得率」の算出方法

(□: 工事実施日)							休日取得率		
日	月	火	水	木	金	土	日数	休工日数	備考
準備期間←			施工開始日 □	休日※1 休工	□	休工	—	—	施工開始日が火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。
休工	□	□	振替休工←	□	□	○	7	2	
□	□	□	発注者が非対象とする作業を実施する期間			□	1	1	発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とする。
休工	□	休日※1 休工	□	夏季休暇(3日間)			4	2	夏季休暇(3日間)は非対象期間とする。
□	□	□	□	□	□	休工	7	1	
休工	□	振替休工	□	休日※1 休工	□	休工	7	4	
休工	□	□	□	□	雨天 休工	→□	7	2	雨天による振替休工は休工と認める。
休工	□	□	□	□	□	□	7	1	
休工	□	□	□	□	□	休工	7	2	
□	□	□	□	施工完了日 □	→後片付け期間		—	—	施工完了日が日～木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。
取得率							47	15	休日取得率 = 31.9%※2 (15日/47日)
工事成績評定							休日取得率 = 31.9% > 28.5% ⇒ 評価対象		
経費の補正							休日取得率 = 31.9% > 28.5% ⇒ 4週8休以上として補正対象		

※1 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

※2 少数第2位切り捨て